

届出が必要な特定建設作業一覧

○：届出要 ー：届出不要

特定建設作業の種類	騒音 規制法	振動 規制法	作業のできる時間帯 (1日当たりの作業時間)	
			1号区域 ※5	2号区域 ※5
くい打機を使用する作業			午前7時 午後7時 (10時間)	午前6時 午後10時 (14時間)
1 もんけん (人力)	ー	ー		
2 アースオーガーのみ	ー	ー		
3 圧入式	○※4	ー		
4 バイブロハンマ等 アースオーガーと併用する場合	○ ー	○ ○		
くい抜機を使用する作業				
1 油圧式	○	ー		
2 パイルエキストラクタ	○	○		
くい打くい抜機を使用する作業				
1 圧入式	ー	ー		
2 その他	○	○		
びょう打機を使用する作業 リベッチングハンマ	○	ー		
さく岩機を使用する作業 ※1 さく岩機 (手持式のもの)	○	ー		
ブレーカーを使用する作業 ※1 ブレーカー (アイオン等)	○	○		
空気圧縮機 (定格出力15kw以上) を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	○	ー		
コンクリートプラント (混練容量0.45 m ³ /回以上) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	○	ー		
アスファルトプラント (混練重量200 kg/回以上) を設けて行う作業	○	ー		
バックホウ (80kw以上) を使用する作業 (低騒音型建設機械※2を除く)	○	ー		
トラクターショベル (70kw以上) を使用する作業 (低騒音型建設機械※2を除く。)	○	ー		
ブルドーザー (40kw以上) を使用する作業 (低騒音型建設機械※2を除く。)	○	ー		
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	ー	○		
舗装版破碎機を使用する作業 ※1, ※3	ー	○		
規制基準 (敷地境界線上)	85dB	75dB		

※1 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日において当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限ります。

※2 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものです (平成9年9月22日環境庁告示第54号)

低騒音型建設機械一覧表 (国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

※3 舗装版破碎機とは、ハンマを落下させて舗装版を破碎するものをいいます。

※4 機種によっては届出対象外となるものがあります。詳しくは届出先にお問い合わせください。

※5 1号区域とは、工業地域・工業専用地域以外の用途地域、2号区域とは工業地域 (ただし、学校、保育所、病院、図書館、養護老人ホームの周辺概ね80mの区域内は1号区域) をいいます。